

# 文部科学省及び県教育委員会指定校訪問実施要項

## 1 目的

指定の趣旨を踏まえた学校（園）や当該市町教育委員会の主体的な研究実践の充実を図る。

## 2 内容

- (1) 当該事業実施に当たって、成果（課題）となる、児童・生徒、園児の姿が参観できるようにする。
- (2) 校（園）長、教頭、研究主任、市町教育委員会当該事業担当者等との懇談の機会をもつ。
- (3) 複数学級の授業を公開してもよい。
- (4) 全校研究会は、今までの研究実践の成果と課題を明らかにし、今後に向けての見通しをもつ機会とする。

## 3 方法

- (1) 県教育委員会（教育研修課、義務教育課、特別支援教育課、体育健康課、以下、県教育委員会）は、年に2回（公表会・中間報告会等を含む）程度、文部科学省、県教育委員会指定校に訪問し、岐阜教育事務所担当指導主事が同行する。
- (2) (1)に加えて、当該市町教育委員会の要請に基づき、岐阜教育事務所担当指導主事が訪問する（訪問回数は3回以内で、市町教育委員会との調整による）ことができる。
- (3) 岐阜教育事務所が市町教育委員会・県教育委員会と連絡をとり、期日及び訪問者を決定し、市町教育委員会を通じて当該学校へ連絡する。
- (4) 日程は上記「2 内容」に配慮し担当指導主事と教育委員会・学校（園）が相談し作成する。

## 4 資料等

- (1) 指導主事派遣申請書等
  - ・市町教育委員会は、訪問日20日前、訪問日前月の20日のいずれか早い方の期日までに、次の書類を提出する。
    - ①指導主事派遣申請書（県教育委員会各課長宛）
    - ②訪問案内（県教育委員会各課長宛・県教育委員会各課担当主事宛）
    - ③指導主事派遣申請書（岐阜教育事務所長宛）※いずれも市町教育委員会教育長名で作成すること。  
※岐阜教育事務所のみ訪問の場合は、「指導主事派遣申請書（岐阜教育事務所長宛）」を訪問日前月の20日までに提出すること。
- (2) 学習指導案綴り等
  - ・訪問人数分＋5部を、訪問日10日前までに提出すること。
  - ※ただし、各事業の実施要項に定められている場合はそれに従うこと